

ギュっとラーニング 

～支援者向けオンデマンド研修教材～

※本研修教材の無断使用・転載・コピー・引用等は禁止します。

犯罪被害者等支援とは

警察庁 長官官房

犯罪被害者等施策推進課



警察庁
National Police Agency

本講義の内容

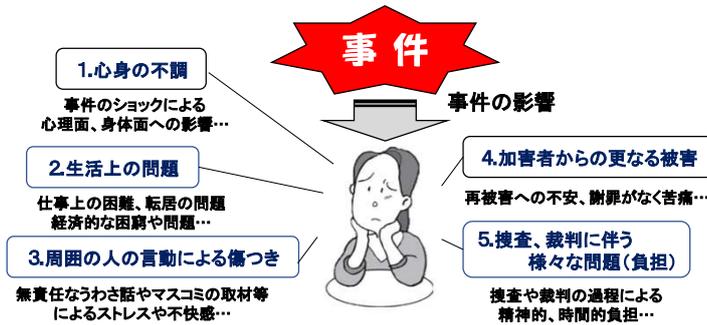
- 犯罪被害者等の抱える様々な問題
- 犯罪被害者等支援の経緯
- 犯罪被害者等支援の考え方

犯罪被害者等の抱える様々な問題

犯罪被害者等の置かれた状況

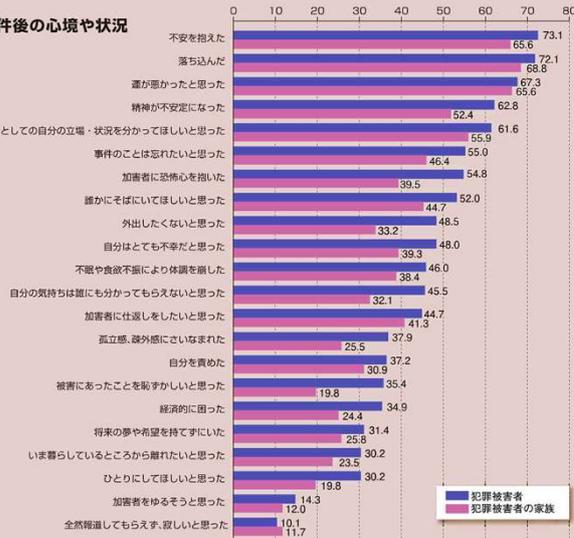
犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により生命、身体、財産上の直接的な被害を受けることに加え、心にも大きな深い傷を受け、この心の傷は、すぐに回復することが困難であるほか、様々な困難な状況に直面します。

〔直面する様々な困難な状況〕



犯罪被害者等の抱える様々な問題

● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等被害実態調査 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。

犯罪被害者等の抱える様々な問題

犯罪被害による心身への影響

〔心理面への影響〕

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下
- 自己評価の低下
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く

〔身体面への影響〕

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振



5

犯罪被害者等支援の経緯

犯罪被害者等支援の経緯

昭和55年「犯罪被害者等給付金支給法」制定
(三菱重工業ビル爆破事件などが契機)

- 国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足
- 我が国における犯罪被害者等への経済的援助が始まる



犯罪被害者等からは依然として不満の声も…

「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が犯罪被害者自身によって強く指摘された



これらを契機として更なる犯罪被害者等支援のための検討が始まる

6

犯罪被害者等支援の経緯

被害者の声

犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム（平成3年）における
大久保恵美子さんの発言（要約）

私の息子は、去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数か月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探しましたがけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、「日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか」という発言もありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならぬのが今の日本における被害者の姿だと思います。

日本では、そういう被害者を精神的に救う道が何もない。まずそれを創ってほしいと思うことなんです。

先程、「被害者が立ち直るためには同じ被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありましたが、それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないとうまく立ち直っていきません。子供を殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しみませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出してください。お願いします。

7

犯罪被害者等支援の経緯

犯罪被害者等基本法制定

平成16年12月「犯罪被害者等基本法」（平成16年法律第161号）制定

第1条（目的）

- 犯罪被害者等のための施策に関し、
- 基本理念を定め、
- 国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、
- 犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

8

ご視聴ありがとうございました。

